

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月3日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武

4. 欠席委員

6番	中村日出美
20番	林吉一

(事務局長)

皆さま、こんにちは。それではこれから、令和2年第12回久御山町農業委員会定例総会に先立ち、議案第1号の久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見につきまして、説明員として、事業建設部産業課から嶋田係長、小野主査に出席いただいておりますことをご紹介させていただきます。

それでは、令和2年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は中村委員と林吉一委員から欠席届けをいただいておりますことをご報告させていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる11月26日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

8番 内田裕夫職務代理者

10番 辻村委員

11番 南委員

12番 芳川委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

(農業振興地域整備計画変更) 1件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)

1件

(会長)

議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）	7件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権）	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権転貸）	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（4条届出）	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による一時転用届出について（5条一時転用届出）	1件
報告第3号	2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	1件

それでは議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の森委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは議案第1号に入ります。議案第1号久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。

なお、久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、今期初めての案件でもございますので、全般の説明をですね、産業課のほうから説明をお願いをいたしたいと思っております。産業課、よろしくお願いをいたします。

(産業課)

産業課振興係の嶋田と申します。それでは、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。ご存じの方もおられるとは思いますが、農振法について簡単に説明させていただきます。農振法とは、農業振興地域整備計画に関する法律で、昭和44年に施行され、本庁では昭和47年2月に農業振興地域の

(産業課)

指定を受け、昭和49年5月に農用地指定されています。農業振興地域は、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域とされています。また、農業振興地域整備計画については、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤の整備の計画的な実施、その効果の維持保全並びに農業構造の改善の推進を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用の計画化を図る目的で行われています。市町村の農業振興地域整備計画の変更については、町の施策や線引見直し時に行う特別管理と今回のように、個々の農振農用地除外を行う一般管理があります。今回のような個々の農振農用地の除外についても、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び施行規則に、各種団体に意見照会を行うことが定められており、農業委員会、京都やましる農業協同組合、巨椋池土地改良区、城西土地改良区に意見照会を行っているものであります。以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございました。続いてはですね、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

続きまして議案第1号の案件につきまして、第2農地部会で協議をしていただきました。その報告をお願いをいたしたいと思えます。

(●●委員)

それでは第2農地部会の報告を行います。本件につきましては、さる令和2年11月5日に第2農地部会

(●●●委員)

を開催いたしましたして、意見を取りまとめました。

結果といたしまして、第2農地部会としては「意見なし」となりましたことを報告をいたします。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号1の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号1につきましては議案書の1ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。こちらに記載のとおりですね、農家用住宅を建設するにあたり、農振農用地の除外をしたいというようなお話でございます。先ほどの説明にありましたようなかたちで、この除外をするにあたって、久御山町から意見を求められているというような案件でございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

またですね、別添の資料といたしまして、A3ジャバラ折でございますね、この当該案件の図面を参考資料といたしましてお配りさせていただいております。右肩のところでございますね、議案第1号と書かれた図面でございます。1ページ目が土地利用計画平面図、2ページ目が給排水計画平面図、こちらのこの2ページが参考資料となっておりますところでございます。なおですね、次の議案書2ページに記載されております除外に係る5要件につきましては、産業課から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(産業課)

それでは続きまして、今回の申し出の内容について説明をさせていただきます。変更希望申出、申出者が●●●●様、久御山町●●●●●番地の方でございます。今回の計画変更の申請地が久御山町●●●●●●●●●、地目が田、面積が312平方メートルです。申出内容は農家用住宅建築のためとなっております。

(産業課)

申出に至った経過でございますが、本件について、●●●●●などの農地で営農をされている●●●●●さんの子である●●●●●さんが、結婚を機に同居している現在の住居から出て、親と共に農業を営むため農家用住宅の建設を希望されたものです。土地の選定理由は、申請地の南隣に農地を所有されており、利便性が高いことや緊急時、災害時に対応しやすいことからこの土地を選定されました。除外するには、農振法により定められた5要件を全て満たしていることが前提となります。それをまとめたものが先ほどの2ページの5要件になります。要件の1から4について、要件を満たすとされる理由が全てに関連するものなので、一括で説明させていただきます。土地の選定理由でも申しましたとおり、申請地は現在の住居と所有農地の間にあり、近隣への影響も少なく、農業経営の利便性が高いこと、また、申請地以外の所有する農地は全て農地に隣接しており、日当たりや集荷など近隣の農作業に支障が出る可能性が高いことや、農用地の利用集積に支障が出ることなど、周りへの影響が大きいことが想定されることから、申請地において農家用住宅を建築することが適当とし、代替地がなく、要件を満たすものと判断されています。要件の5については、農業生産基盤整備事業を活用した土地ではないため、要件の対象外となり、除外に必要な5要件全てを満たしていると判断します。なお、今、説明しました5つの要件を満たしている場合は無条件で除外ができるというわけではなく、あくまで除外の申し出を出すためのスタート段階ということになるので、今回の申し出も5つの条件を満たしているから除外が決定したということではございません。関係機関からの意見や京都府との協議を経て、除外ができるかどうかが決定的なこととなります。また、申請地は直ちに下水道管に接続できない土地であるため、浄化槽を設置し、排水処理をされます。その浄化槽からパイプを伸ばし、巨椋

- (産業課) 池土地改良区から了解を得られている排水路に排水することとされています。以上でございます。
- (事務局) ありがとうございます。それでは、会長よろしくお願いいいたします。
- (会長) ただ今ですね、議案第1号受付番号1につきまして、現地調査の報告、また、第2農地部会からの報告、また産業課から詳細な説明を受けました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。どなたからでも結構です。何かあれば、よろしいですか。はい、●●委員。
- (●●委員) 今、説明の中で、下水道のことですけれども、直ちに接続できないので、今回は浄化槽ということなんですけれども、これってね、ちょっと下水道条例とか下水道法とか法的なことの中で、どうなんかなって。物理的にできないんですね、ここは。
- (産業課) ここは下水道につなげるためには、下水道の計画地になっている必要があると。その計画地にこの土地が入ってないものでつなげることができないと。本管は通ってるんですけれども、そこに接続することができないということですので、次の計画の見直しが概ね5年に1回ほどあるらしいんですが、昨年それがあったそうなんです。次の計画の見直しの時に、ここを入れると、計画に入れて接続が可能になった段階で接続をするということで話がされておると。
- (●●委員) 大変よくわかりました。道がね、すぐそこにあんのになんでできひんのかな思いまして。よくわかりました。

(会長)

●●委員、よろしいですか。よろしいですか。

その他、何かないですか。よろしいですか。その他、特にご意見とご質問もないようでございますので、それでは、農業委員会の意見として、第2農地部会の報告と同様に「意見なし」とするかどうかについて採決を行いたいと思います。

議案第1号受付番号1について、「意見なし」と町長に回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、「意見なし」として、町長のほうに回答いたしたいと思います。

それではここで、お世話になりました産業課の方々の退室をお願いいたします。

(産業課 午後1時46分 退席)

(会長)

それでは続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

なお農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可ですね、今期初めての案件でもございますので、まず事務局から4条許可の説明をお願いいたします。

(事務局)

そうしましたら、農地法第4条の許可の説明をさせていただきたいと思いますが、皆さまのお手元にお配りさせていただいております表紙、参考資料と書かれた資料をご覧ください。左肩にホッチキスで留めてある資料でございまして、めくっていただきましたら1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目ですね、1から4ページ目につきましては、先ほどの農振除外の参考資料を付けさせていただいておりますのでございまして、4条許可の説明資料は、この参考資

(事務局)

料の冊子の5ページ以降でございます。タイトルが農地転用の手続きと書かれておる資料でございます。農地を農地以外にすることがですね、農地の転用と言いますけれども、この丸1にございますように、農地の権利移動を伴わないような転用、いわゆる自己転用のことを農地法の第4条転用、4条転用と言います。農地の権利移動を伴うような転用、農地を売ったり貸したりして、その相手さんが転用されるような場合を5条転用と言うということでございます。この手続きなんですけれども、その農地の所在する場所によりまして手続きが異なっておるといところでございます。市街化区域の農地で転用を行う場合でありましたら、前回の総会までにありましたようなかたちで、農業委員会に届出をあらかじめ提出することによって転用ができるというふうになっておりますが、市街化区域以外ですね、いわゆる調整区域で農地転用をする場合におかれましては、この4条であろうが5条であろうが京都府さんの許可が必要となっておるところでございます。この5ページの下の手続きの流れにもございますように、京都府の許可と言いますけれども、申請書自体は農業委員会に提出いただいて、農業委員会がこれは許可相当か、もしくは、いやこれは府許可相当であるというような意見を付してですね、都道府県知事さん、京都府知事さんのほうに提出するというふうな流れとなっておりまして、最終的には京都府のほうにそれが転用許可なのか不許可なのかを判断をされるというようなことでございます。今回の案件には直接関係はございませんけれども、面積が大きければですね、この表にもありますように30アール超の場合ですね、3反を超えるような大きな転用がある場合におかれましては、都道府県農業委員会ネットワーク機構、こちらは京都府農業会議さんですけれども、京都府農業会議さんに農業委員会から意見聴取をしなければならないとなっております。また、右端のほうに

(事務局)

もありますように、4ヘクタールを超えるようなさらに大きな転用の場合につきましては、知事さんのほうから農林水産大臣、実質は近畿農政局さんのほうに協議をして、オーケーをもらってからでないとは許可ができないというようなかたちになっております。具体的な転用の基準につきましては、この資料の次のページ、6ページ目でございます。カラー刷りのA3の資料となっております。こちらをちょっと広げていただきまして、見ていただいたらと思いますが、左から二つ目の青のところですね、農地区分というふうになっておるところでございます。まず考え方としましては、立地基準という、その土地の場所が転用にふさわしい所かどうかというのをまずは判断をするということになりまして、農地の区分を5つの区分に区分けをするということになっております。農用地区域内農地、甲種農地、1種農地、2種農地、3種農地というふうに分かれるわけでございます。そのオレンジ色のところを見ていただいたらお分かりになりますとおりで、上の農用地区域内農地はもう原則不許可、いちばん下の第3種農地については原則許可となっておりますところで、上から下になるにつれて転用がしやすい農地だというようなことになっております。こういうふうな場所で、まずはどういうふうな区分にあたるかというところを判断をすると。仮に第3種農地で原則許可というところにあたるとしても、さらに基準といたしまして、その紫色でございます一般基準というのでも満たしている必要があると。次に該当する場合は不許可ですよということで、転用の確実性が認められないような場合、他法令の許認可の見込みがないような場合、関係権利者の同意がないような場合、このような場合は不許可になると、また、周辺農地への被害防除措置が適切でないような場合ですね。他にも地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障があるような場合、一時転用ですね、工事の資材

(事務局)

置場等に使われるような場合で、その工事が終わったら農地に復元するような場合は一時転用と申しますが、そのような場合で農地への原状回復が確実に認められないような場合は不許可というふうなかたちで、この立地基準も一般基準も満たしてないと許可ができないというようなことになっておるところでございます。4条の許可の概要につきましては以上でございます。

(会長)

それでは、議案書第2号の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは議案第2号受付番号4について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号4につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、参考資料といたしまして、先ほど農振除外の時に見ていただきました図面ですね、土地利用計画平面図等が書かれたA3の資料でございます。これの最後の3枚目のページ、右肩に議案第2号と書かれたA3の資料をお配りさせていただいております。こちらが今回の農地転用にあたって、このような使い方をしたいというふうなかたちで申し出があったものでございます。これを参考にいただけたらと思います。

(事務局)

なおですね、議案書次のページ、4ページ以降が京都府に提出する意見書案となっておるところでございます。色々書いておりますけれども、4ページの中ほどでございます農地区分につきましては、第3種農地に当たるかというふうな判断を事務局ではさせていただいておるところでございます。判断の理由はその二つ下でございますが、久御山町役場から概ね300メートル以内の区域であるということから第3種農地にあたるのではないかという判断でございます。議案書次のページ、5ページ目でございます。先ほどの判断が農地区分の判断でございますして、次の議案書5ページが先ほどの説明でいいます一般基準の判断でございます。事務局案でございますが、意見の所に丸を付けさせていただいておりますして、意見決定の理由はこの記載のとおりとなっておりますところでございます。この意見書案につきましては、6ページ目、次のページですね、ここまでですね。こういう総合意見というのを付けてですね、京都府に進達しなければならないとなっておりますので、こちらのほうもご覧になって審議をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号4ですね、つきまして、何かご意見ご質問等ございますか。はい、●●委員。

(●●委員)

今、説明で第3種農地言うたけど、これ、この周り
はみんな市街化ですか、これ。

(事務局)

周りは調整区域になりますね、ほとんどは。

(●●委員)

第3種農地っていうたら市街地の農地って書いてあるけどね。第2種やったらわかんねんけど、第3種農地いうたら都市整備がされた区域内的の農地っていうことになったあるわね、これ。ということは、前が

(●●委員) 市街化やないとこの第3種農地にならへんのところがうの。

(事務局) こちらの資料にあります市街地の農地といいますのが、市街化区域内の農地という意味合いではなくてですね、市街化の傾向が強い地域、都市的に整備がされた区域内の農地であったりとか、市街地の付近にあるような農地についてがこの第3種農地にあたるというふうなことになっておりました。

(●●委員) それやったら第2種ちゃうの。第3種いうたら、市街化区域内の農地って書いてあるやん、区域内って書いてあるやん。

(事務局) こちらのほうにつきましては、市街化区域内に。

(●●委員) 区域内、区域やったらそんでええよ。

(事務局) はい。こちらのほうはですね、確かに資料ではちょっとわかりにくいところではあるんですけども、農水省さんの出されてる通知によりますと、久御山町役場から300メートル区域内においては、都市的に整備がなされた区域内というふうな判断になっておりました、こちらに該当するかというふうな判断でございます。

(●●委員) そんな、その300メートルっていう資料はどこにあるの、これ。役場から300メートルいう資料は。あんのか、どっかに。書いたあんのか。

(事務局) はい、こちらのほうにつきましてはすみません。実際の文言が書かれた資料はお配りはさせていただいておりますけれども、運用通知というのが出ておりました、そこにそういうふうな記載がなされておると

(事務局) いうところでございます。

(●●委員) 別に第2農地でも第3種農地に立地困難な場合等に許可って書いたあるさかいにね、かまへんのはかまへんけどね。その市街化区域内って書いてあんのにこうやって第3種や言うさかいに。第2種でも同じ扱いすんのとちゃうの、これ。

(事務局) 第2農地の場合についてはですね、第3種農地に立地困難な場合等に許可となっておりますので、他に代替地がないかどうか、その辺を考慮する必要があるということになってます。第3種農地については、そこまでの判断は必要がないと、そこぐらいの差しかございませんが。

(●●委員) すんのはかまへんねんけどね、第3種って言うてしまいうさかいにな、ほんでおかしいんとちゃうかっていう。役場から300メートル以内いうたら第3種いうことか、ほんなら。

(事務局) この運用通知に、役場から300メートル以内には第3種であるというふうに明確に書いてありますので。

(●●委員) 書いたあんの。

(事務局) はい、書いてありますので、それに適合させておるというところでございます。

(●●委員) ほな下に書いてある項目がそやな、これ。該当事項とした判断理由ちゅうとこ。

(会長) 運用規定がね、付いてましたらよくわかるんですけど、運用規定がないので。●●委員、よろしいですか。

(●●委員) ほんなら、例えばここは市街化入れる流れやけど
ね、300メートル以内にある農地ということは、市街
化の扱いするわけ、全て。第3種。

(事務局) 300メートル以内におかれましては、そうです
ね、農用地区域ではないとこ、いわゆる白地の部分に
ついては第3種農地に該当するということござい
ます。

(●●委員) ちょっとよろしいですか、関連で。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) 私も今、●●委員と同じようなことを最初思ったん
ですけども、今、役場、たまたまこれ300メートル
で、今の説明であれば、このカラーの表でも農振農用
地区域はもう絶対だめだということ。そうであれ
ば、これの反対側にくるのが農振白地の部分ですよ
ね。今もちょっと言われましたけども、白地であれば
イコール3種やということは今、言われましたすけ
ども、それもその運用基準に載ってるんですか。それ
がどっから出たんか、その役場がなんで、僕のあれで
はね、2種とか3種、よくわからへんのですけども、
農振白地であれば駐車場とか、それから資材置場とか
露天ものは許可できるということで、たぶんそれが第
3種で良いと思うんですけどね。ただ今みたいに、役
場から300の定めがあるとか何とかであれば、やっ
ぱりそのような資料をきっちりここで、この中で該当
するということを説明していただけたらわかりやす
いんですけども、今、質問があって初めてそういう
ことで、なんかちょっとこっちのほうも理解しにくい
なと思ってます。

(事務局)

そうしましたら、そういうようなかたちですね、もうちょっと明確になったような資料の添付を今後、行っていきいたいなと思っておるところでございます。

こういう判断につきましては、運用通知に記載がなされておりました、白地であっても転用が必ずしもできるかどうかというの、全てが3種農地というわけではなく、このカラー刷りのところにもございますように、農振農用区域であればいちばん上、白地であれば、この甲種、1種、2種、3種のどれかに該当するというようなものでございます。1種であったり、そういうところに該当してしまいますとなんぼ白地でも、農地転用はなかなか難しいというようにございまして。たまたま今回の農地につきましては、役場から300メートル圏内の農地でございましたので、第3種農地に判断できるのではなかろうかというところでございます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

そうなるんですね、白地がたくさんあって、白地っていうのはもともと農業所得、いわゆる農業所得、農業を営む上で色々なそれ以外の所得も必要やいうことでその農地を農地以外で利用して、農外所得についてもできるゆうふうなことで、そこでは露天もんしか、建物は建てられないということなんですけども、そんだけ厳しかったら、ほとんど許可は逆に、今の資料見せてもらってからも、次回でも良いんですけれども、今のお話聞くかぎりでは、ものすごく厳格であってね、せっかく白地のところであっても利用ができないというふうに、ちょっと感じるんですけども。結構です、ちょっとわかり資料をまた次回出してもらって、説明いただいたら結構かと思えますけど。

(事務局)

はい、●●委員。

(●●委員)

すみません、今の件ですけど、これはもともと●●の西部の土地改良区側のほ場整備地区内ということの中で農振農用地やったんですね。農振農用地の中で、これは集落周辺ということで、白地に抜かあったっていう中での転用やさかい、別にそれで良いと思うんですけど。

(会長)

ということですね。もともとは、転用の目的で抜かれていると。

(●●委員)

農振の委員会で抜かれてる関係やから。白地に。

(●●委員)

この行政の判定でね、第3種農地やからここで議案にあがって、農業委員会としての、その判断を求めたはるわけでしょ。

(会長)

そうですね。

(●●委員)

白地になったさかいに、イコールこれで良いんやということの陸続きじゃないですよ、今、説明聞いてたら。この土地はここに書いてあるように、農振農用外っていう区分の中で、これどうですかと。そうした時に、この土地は3種農地に当たるから、役場から300メートル以内やからこれはオーケーなんです。そやから運用通達ですか、そこに載ってるからオーケーですっていうことで、皆さんどうですかっていうことであって、すでに農用地から農用地除外されて白地になってるからオーケーやっていうのんでは。いや、僕は最初、そう思ってたんですよ、さっきもちょっと言ったように。思ってたんですけど、今の説明をちょっと聞いてると、厳格な基準があって、そこに該当せんことには3種農地にならへんから、これはたまたまなり

(●●委員)

ますよっていう結果でちょっと言わせてもうてるだけですけどね。

(事務局)

はい、確かにですね、少し前まではですね、白地であればだいたい農地転用が可能というような感じではあったんですけども、国の制度の改正等がございまして、なるべく農地転用は認めない方向で改正がなされました。今まで第1種農地につきましては、20ヘクタールの一団の優良農地やないと、20ヘクタール以上ないと第1種農地っていうふうにならなかつたんですけども、その辺の運用の基準もきつくなりまして、10ヘクタールのかたまりでも1種農地やと、基本的に不許可ですと、いうふうな白地であっても農地転用ができる所とできない所ってというのが実際できてきてるところがございまして。1種農地であれば、例外許可とかありますので、そういったところで農地転用を考えていただく必要があるというところがございます。

(●●委員)

ちょっと最後ね、一つだけ質問。そうしますと、昔でしたら5年に1ぺん、農振地域の見直しとかありましたですよ。今でもされてると思うんです。今後については、農用地から農用地以外、白地に変更する場合はその運用通達を満たす部分だけを町としては除外するということになるんですかね。

(事務局)

基本的には、白地にした後に農地転用の手続きが必要になってきますので、先ほどの第1号議案でもありましたようなかたちで、個々の農振除外につきましても5年ごとの総合的な見直しにつきましても、その除外した後に農地転用ができないところについては除外をしない、というふうな運用でされているというふうに聞いております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

よろしいですか、その他、何かよろしいですか。それではその他、特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号4に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第3号受付番号119から受付番号121について、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●委員)

議案第3号受付番号119から受付番号121の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは議案第3号、まず受付番号119について
ですね、119について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号119につきましては議案書
7ページをご覧ください。内容につきましては記載のと
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真3ページと4ページをご覧ください。

(事務局)

またですね、議案書次のページ、8ページにお付けしております利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書をご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号、まず119ですね、について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号119について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

次に受付番号120について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号120につきましては議案書9ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、会社の社長さんが会社自体に貸し付ける内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧下さい。このハウスを当該地に増設する予定とうかがっておるところでございます。

また、こちらにつきましても、議案書10ページの農業経営の状況等及び18条調書をご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

受付番号120について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号120について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号121について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号121につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても、議案書12ページにお付けしております農業経営の状況等及び第18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、受付番号121について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号121について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第3号受付番号122と受付番号123は借手が同じですので、まとめて審議をしま

(会長)

す。

なお議案第3号受付番号122につきましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退室をお願いをいたします。

(●●委員 午後2時16分 退席)

(会長)

それでは議案第3号受付番号122と受付番号123について、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●委員)

議案第3号受付番号122と受付番号123の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号122と受付番号123について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号122につきましては議案書13ページをご覧ください。13ページ上の表でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページ、こちらの地図でいうところの西側の農地でございます。

またですね、議案第3号受付番号123につきましては議案書、同じく13ページの下の表をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどの7ページ、東側の農地でございます。こちらのほうを一体で借りられるというものでござい

(事務局)

ます。

14ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

受付番号122と受付番号123、2件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号122と受付番号123について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時18分 入室)

(会長)

これから審議をしていただく議案第3号受付番号124につきましても、●●●●委員に関する案件でありますので、先ほど同様、議事参与の制限によりまして、退室のほうをお願いをいたします。

(●●●●委員 午後2時19分 退席)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号124について、現地調査の報告を調査委員、続きましてお願いをいたします。

(●●委員)

はい、受付番号124について、現地調査の結果、特に問題ないものと思われまます。

(会長) それでは、受付番号 1 2 4 につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 2 4 につきましては議案書 1 5 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページをご覧ください。

また、議案書 1 6 ページにお付けしております農業経営の状況等及び 1 8 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第 3 号受付番号 1 2 4 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 2 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後 2 時 2 0 分 入室)

(会長) これから審議をいただく議案第 3 号受付番号 1 2 5 につきましては、●●●●委員に関する案件でありますので、先ほど同様、議事参与の制限によりまして、退室をお願いいたします。

(●●●●委員 午後 2 時 2 1 分 退席)

(会長) それでは125について、現地調査の報告を引き続きお願いをいたします。

(●●委員) 受付番号125につきまして、現地調査の結果、特に問題ないものと思われまます。

(会長) どうもご苦労さまでした。それでは、受付番号125について、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号125につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

またこちらにつきましても、議案書18ページの農業経営の状況等及び18条調書をご覧ください。お願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号125について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号125について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後2時22分 退席)

(会長) 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案

(会長)

第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権転貸につきまして、関連する内容ですので、まとめて議題といたします。

それでは、議案第4号及び議案第5号の案件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号4、それと議案第5号受付番号4について、現地調査の結果、特に問題ないと思われま

(会長)

はい、どうも。それでは、議案第4号受付番号4と議案第5号受付番号4につきまして、関連する内容ですのでまとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号4につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、地主さんから京都府農業会議に貸し付ける案件となっております。なお、貸し手のですね、いちばん上のお名前の読み方でございますけれども、「●●●● ●●」さんとお読みいたします。

次にですね、議案第5号受付番号4につきましては次のページ、20ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらは京都府農業会議から借り手に又貸しされる内容となっております。

こちらの案件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても議案書21ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号4と議案第5号受付番号4について、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号4及び議案第5号受付番号4について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、議案第4号受付番号4及び議案第5号受付番号4について、可とすることに決定をいたします。

これでですね、本日予定をしておりました審議のほうは全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは、報告第1号受付番号7農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号7につきましては議案書22ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。南側の宅地と一体開発をされるという内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。こちら上の地図には、家屋がのっておりますけれども、今現在は、こちらのほう取り壊されておまして、下の写真のようなかたちで、更地になっておるところでございます。

本件につきましては、令和2年10月23日付けで会長専決いたしまして、届出者に対しまして受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7の報告がありました。この件について、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。特にご意見等ないようですので、報告第2号受付番号1農地法第5条第1項第7号の規定による一時転用届出について、を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号1につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。こちら、備考欄にございますように、使用期間は令和2年10月27日から令和3年9月30日となっております。この期間が満了しますと農地に復元するというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。上の地図にございますように、北側の社屋の建築にあたって、南側の農地をですね、一時的に貸駐車場等に使うというようなものでございます。

本件につきましては、令和2年10月23日付けで会長専決いたしましたして、届出者に対しまして受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号1の報告がありましたけれども、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、特にないようですので、続きまして報告第3号受付番号2、2アール未満の農業用施設建築届出について、事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第3号受付番号2につきましては議案書24ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

本件につきましても、令和2年11月2日付けで会長専決いたしましたして、届出者に対しまして受理通知書を発行させていたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号2の報告がありましたけれども、何かご意見等、ご質問はございますか。

よろしいですか。特にないようですので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時29分 終了